

第六次地域管理経営計画 第二次変更計画書

(網走東部森林計画区)

計画期間
自 令和 3年4月 1日
至 令和 8年3月31日

第一次変更年月日：令和 4年3月31日

第二次変更年月日：令和 6年3月29日

北海道森林管理局

網走東部森林計画区の第六次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき変更する。

- 1 国有林野の管理経営に関する基本計画の改定に伴い、「特に効率的な施業を推進する森林」を設定するため、森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項を変更する。
- 2 国有林の地域別の森林計画における主要な樹種の保育の時期等の目安が変更になったことに伴い、保育総量を変更する。
- 3 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の6に基づく樹木採取区の解除に伴い計画を変更する。

本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項
..... (13) 1

(4) 主要事業の実施に関する事項

③ 保育総量..... (16) 3

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立及び樹木採取区に関する事項
..... 《1》 4

注1：（ ）書きは、網走東部森林計画区の第六次地域管理経営計画書の頁である。

2：《 》書きは、網走東部森林計画区の第六次地域管理経営計画第一次変更計画書の頁である。

3：本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

4：各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

【現行計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、網走東部流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、オホーツク総合振興局、関係市町村等との密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していく。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林において森林経営管理制度が導入されたことから、国有林野事業においてもこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等を図ることで林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。

【変更計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、作業システムの進展や管理経営の一体性等も踏まえつつ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち、地位、傾斜、林道からの距離等の自然条件や社会条件が良いものを「特に効率的な施業を推進する森林」として設定し、当該森林を活用して効率的な取組を進める。

【現行計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

③保育総量

(単位 : ha)

区 分	下刈	つる切・除伐
面 積	12,670	1,917

【変更計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

③保育総量

(単位 : ha)

区 分	下刈	つる切・除伐
面 積	<u>11,139</u>	<u>1,534</u>

【現行計画】

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立及び樹木採取区に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、また、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

地域の林業・木材産業の活性化に貢献するため、公売及びシステム販売（加工・コストの削減や民有林管理への貢献等）に取り組む需要者と協定を締結して需要先に直送する販売形式）により、国有林材の安定供給に努める。

また、本森林計画区においては、木材の需要者と連携する事業者が一定期間・安定的に樹木を採取できる権利である「樹木採取権」設定のための樹木採取区が下表のとおり指定されている。

樹木採取区

名称	所在地（林小班）	面積（ha）	備考
北海道森林管理局2 網走中部樹木採取区	網走中部森林管理署 103は林小班 外	670.55	具体の所在地については、網走東部森林計画区第六次施業実施計画第一次変更計画書を参照のこと。

【変更計画】

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立及び樹木採取区に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、また、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

地域の林業・木材産業の活性化に貢献するため、公売及びシステム販売（加工・コストの削減や民有林管理への貢献等）に取り組む需要者と協定を締結して需要先に直送する販売形式）により、国有林材の安定供給に努める。

（削除）